

第14回社会的資源あり方検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成19年2月2日（金）午後3時30分から5時15分まで
- 2 場 所 千葉県自治会館 401会議室
- 3 出席委員 柏女委員、川口委員、河原委員、木ノ内委員、庄司委員、杉宮委員、
花崎委員
（欠席）岩楯委員、鈴木委員
- 4 内 容

（事務局）

ただいまから第14回社会的資源あり方検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お寒い中、またご多忙の折、お集まりいただきましてありがとうございます。

なお、本日は、岩楯委員並びに鈴木委員から所用のため欠席というご連絡を頂いております。ご了承をお願いいたします。

また、本日、傍聴の方が1名いらっしゃいますので、入室を許可してよろしいでしょうか。

（委員）

よろしいです。

（事務局）

それでは、時間も限られておりますので、議事の方は委員長である柏女委員をお願いいたします。

（議長）

それでは、よろしくお祈いします。しばらくぶりで、あり方検討委員会を開催させていただきます。

昨年、基本方向を出してから、小委員会を設置いたしました。そして、小委員会の方で3回の議論をこれまで積み重ねてまいりました。今日は、その議論を踏まえ、答申案を議論いただく。今日、ご議論をいただき、皆様方のご了承が得られれば、今回があり方検討委員会の最後、ということになります。もちろん、議論が錯綜して、また、もう一度開催が必要となれば、開催をしていく、ということになりますが、特に大きな問題がなければ、今日が最後、そしてそれを部会にご報告をさせていただくという段取りになっております。そうしたことも踏まえまして、ぜひご意見を賜ることができれば幸いに思います。

今日午前中に、厚生労働省の方で、社会的養護体制のあり方についての検討会の第1回目が行われました。庄司委員もご一緒させていただき、2人でメンバーとして出席をしてきましたが、そこで、厚生労働省の事務局の方が、社会的養護体制の議論について、なぜ、国の方でやることになったのか、その理由をおっしゃっていました。

一つは、社会的養護体制の問題については、しっかりと議論をしなくてはならない時期にきている、ということでした。それは、一つは、社会的養護の問題について、システム全体を大きく見直していく必要があるのではないか、という点が一点。つまり、マクロな視点で、中長期的視点からも将来構想を描いていく必要がある、ということです。

もう一点は、現状は非常に、国全体が逼迫した状況なので、近未来を念頭に置き

ながら、来年度の予算要求や官邸を中心に検討がされようとしている少子化の戦略会議を念頭に置きながら、すぐにでも充実すべき具体策を検討する、という二つの意味合いがあるのだということで、非常にタイトなスケジュールで、5月には中間まとめをして、10月には本報告をするという方向でご説明がありました。そういう意味でも、本当にこの社会的養護の問題は、千葉県だけでなく、全国的な、非常に大きな検討課題になっている、ということだと思います。

この間、本当に事務局の方には精力的に、資料の用意、案文の検討、小委員会での議論を踏まえ、修文等を行っていただきました。

今日は、答申案につきまして、検討委員会の皆様にご意見を賜りたいと思っています。

議事に入ります前に、今日配布されている資料の確認と説明を事務局からお願いします。

(事務局)

《配布資料の確認》

小委員会3回開催をお願いいたしまして、各委員の皆様方には、本当にありがとうございました。

小委員会の開催にあたりましては、第13回の検討委員会において、主な検討課題として、児童相談所の体制整備、社会的養護体制の整備拡充、情緒障害児短期治療施設の早期設置、県立児童福祉施設のあるべき方向、について、検討するという確認をいただきまして、3回小委員会で検討をいただきました。

修正案について、ご説明をさせていただきますが、資料2、資料3、資料4を使って、説明をさせていただきます。

まず、始めに、資料の2をお開きください。2枚めくっていただき、目次でございませうが、この中では、内容としましては、中段ほどにあります「児童虐待対応システムの見直し」を項目として掲げてございます。そして、その下の方に(3)のAからUまで、これについては後ほど説明をさせていただきますが、「社会的養護を必要とする子どもの数の予測」「受け皿の整備」「体制整備の方向」「必要な視点」を新たに加えてございます。

次の頁ですが、「施設養護の体制整備と取組の転換」ということで、「施設の受け皿の量の整備促進策」を加えてございます。そして、項目として「情緒障害児短期治療機能の早期整備」ということで、施設の整備のみならず、関係機関との連携なども必要、ということ、このような表記となっています。

1枚めくって1頁をご覧ください。「はじめに」ということで、一番下に書いていますが、パブリックコメントを実施いたしました。それに関連して議論を進めている、というものを書いてございます。

2頁では、下から2つ目の○で児童相談所において、虐待の取組としてアセスメントツールの活用によるものや援助方針の見直し、緊急度・虐待の重篤度に応じた会議提出日を決め、進行管理を行っている、ということ、現状を記載させていただいております。また、下の段では、児童福祉司の増員が引き続き必要、という形を書いています。

3頁ですが、上段では児童心理司の増員について、記載しています。○の下から4つ目、ここでは、児童虐待相談件数が依然として多い、ということ、人口減少社会においても当面社会的養護を必要とする子どもが増加することが見込まれ、社会的養護体制の量的・質的面で整備促進が望まれる、ということ、一番下には、待ったなし、ということが記載されています。

4頁ですが、4つ目の○のところですが、地域における子育て支援サービスが行われていますが、保育所等の施設サービスとの間に財源の格差が見られるので、是正することによって、地域における子育て支援サービスの量的拡充を図ることが求められる、と

ということが書き加えられています。下から3つ目の○は、社会的養護は、大規模施設における大舎制・中舎制から小舎制、小規模グループケアなどによる、という形を明記しております。

5頁では、取組のポイントとして囲みがありますが、この辺りから施策の内容になりますので、一目見て、どんな重点事項が記載されているかを表記する形がとられております。取組のポイントは、それ以降のどこかに書かれているものの中の、一番重要と思われるものをとり上げているというご理解をしていただければと思います。

ここでの取組のポイントは、児童相談所で児童福祉司を増員し、5年以内に全国平均以上とするとともに、専門性を強化する、ということ。また、児童虐待対応業務については、実効性を検証の上で、改善を図りその一環として児童相談システムのIT化を図る。2つ目は、要保護児童対策地域協議会の全市町村での早期設置の促進、情報の共有等を位置づけています。

(ア)からは、現在の県の取組と児童相談所運営指針の改正を踏まえて、追加記述したものです。「児童虐待対応システムの見直し」ということで、ここではアセスメントツールなど、いわゆるシステムの実効性についての検証を行い、改善を図る必要があるということ、2つ目に、IT化の必要性があり、3つ目に、要保護児童対策地域協議会の関係を掲げています。

中段のところは、児童相談所は一時間程度で移動できる範囲で管轄区域の見直しをする必要があるが、他の機関の所管区域との整合性を考慮する必要がある、ということ、下から4行目は、児童心理司の必要な根拠を加えています。

6頁の一つ目の○で、「児童福祉司の勤務年数は、最低5年以上」から「5年程度を目安が望ましい」になっています。5つ目の○は、保護者の意に反する施設入所の申立の際、弁護士の積極的活用について、現場から意見があったので、加えました。

下から4つ目の○は、アセスメントツールなどをやっていく上で、取組を検証しながら専従班の設置の必要性を考えるとということが記載されています。

7頁では、重点事項でも掲げていますが、全市町村での要保護児童対策地域協議会の早期設置促進、ということ。そして、一番下では、健康福祉センターの家庭児童相談室は、市町村合併の動向を踏まえてあり方を検討すべき、という方向性を掲げています。

8頁で、地域での多様な子育て支援と地域の子育て力の強化、ということで、一つ目として取組のポイントとして、全小学校区に小域福祉フォーラムを設置し、地域社会で子育てを支援する組織づくりを進める、また、全保育所で地域子育て支援センターを設置するなど、全ての子育て家庭を支える拠点づくりを進める、ということ、3つ目で養育困難家庭等への支援制度の整備を全市町村において促進するという一方で、特に、4つ目の○に掲げてありますように、こんにちは赤ちゃん事業を国が実施するという形を掲げていますが、3行目にありますような育児支援家庭訪問事業、母子家庭等日常生活事業については、市町村での整備が十分でないので、位置づけをさせていただいております。

9頁ですが、この予測に入る前に、資料でご説明をさせていただきます。資料3の38頁をお開きください。

今回、社会的養護の需要予測と今後の整備方策を考えていくということで、小委員会でご検討いただいたわけですが、社会的養護の下にある子どもの数の推移が、だいたいどういう状況なのかを見る、ということで、ここに書いてあるのは、関東7都県の状況が15年度から17年度まで掲げています。平均すると高いところで、茨城で5.1%ですが、平均すると2.9%と掲げてございます。これについて、一番下にありますように、需要の予測を掲げていますが、平成18年を考えた場合、児童の人口減少率、これは国立社会保障人口問題研究所が調査した5年後との減少率を年平均にして採用したわけですが、人口が減少していくということですが、それに上から2つ目の段は、

児童人口と同率の推移をした場合はどうなるかが、掲げています。そして、仮に2.9%なので、3%とみなし、さらに上の児童人口減少率を加味した場合どうなるかを見たのが③です。

これは、3%増えて、かつ児童の人口減少率を加味した数字です。これを見ますと、2016年で1,141人、ということで、この平成18年の930人に比べますと、211人増えるということです。これを③の下から2行目に掲げていますが、10年間で見ると23%増える必要がある、ということになります。これを次の39頁で当てはめて考えますと、要養護児童数は930人で、乳児がその内11%、これは、県の方で実際0-2歳児が全体に占める割合の状況を確認しましたところ、11%ということだったので、11%を位置づけて、それ以外と分けてございます。これについて、2006年だと930人、2011年だと1042人、2016年だと1141人です。それに対して、②で現在の受け皿が942で、内、乳児が厳密にいうと102人ですが、100とみなして、100対842などという数字になります。③で過不足を示していますが、マイナスが出てきます。

整備目標ですが、平準化すればすることもできますが、足りなくなると支障が出ますので、あくまで5年を重点的に整備していく、という形で捉えて、2011年までに147人分の整備をし、残りの5年で90人。前期が147人分で後期が90人分、併せて237人分を整備していく、という形でございます。

この算定に当たりましては、里親委託目標が次世代育成支援行動計画の中で、要保護児童の全体の割合の20%まで高めるという目標数値がございまして。そういったことを考慮して、それは、下の○の②に20%と書いてありますが、そのようなことを考慮してございます。いわゆる乳児の受け皿がマイナスになっていますので、これが急務ですので、当面里親を中心に乳児の受け皿の増加を図る必要があるということです。この対応についても、不足する場合の整備については、特に地域小規模児童養護施設の整備促進を図っていく必要があるのではないか、ということです。大舎制、中舎制などいろいろありますが、そういうところに導入していただくということが必要ではないか、ということです。④では、先ほど申し上げたような考え方を掲げてございます。そういうことで、整備の目標をこのような形で考えた、ということでございます。

資料の2に戻っていただいて9頁ですが、その考え方を基に、9頁の前段が書いています。○の中ほどに、今後10年間で、約200名増加することが見込まれる、と掲げてございます。要養護児童の増減の要因ということで、掲げています。下に、社会的養護の受け皿の整備、ということで、今後10年間で200名以上の社会的養護の受け皿の増加が必要であり、前期5年間で重点的な整備を図る必要がある、なお、本数値は暫定値であり、今後の需要状況を踏まえて適宜見直す必要がある、ということです。これについては、小委員会以降に、こういった表記が必要ではないか、ということで加えてあります。整備に当たっては、施設の新設や、地域小規模児童養護施設の設置などにより、施設定員の増加を図ると共に、里親型ファミリーグループホームの推進等により、里親委託数の増加を図り、社会的養護のウェイトを高めるものとする。施設において、子育て支援事業や里親のレスパイトケアを行うことができるような体制の整備を考慮する必要がある、ということを掲げてございます。

10頁ですが、1つ目の○ですが、特に、乳児については、量的整備拡充が急務であり、20%の里親委託率の目標の達成状況を踏まえ、施設の新設や県立施設の建替えも検討する必要があることから、3年後に里親委託数の増加についての効果測定を行い、実現可能性の評価を行うこととする、となっています。

「ウ 社会的養護の体制整備の方向」ということで、取組のポイントとして、里親制度の普及啓発のため、県民全体での取組を促す県民宣言や県民運動の推進など、抜本的な取組の強化を図るといって、普及啓発策の強化を、本当に図る必要があるということ

掲げています。2つ目の○で、委員会でもご議論いただきました、里親の相談支援のため、民間による（仮称）里親支援センターの設置促進を図る、ということ、ファミリーグループホームの関係や、施設のケア形態の小規模化に向けた政策誘導や職員の養成を掲げています。また、医療機関との連携を視野に入れた情緒障害児短期治療機能の早期整備を図る、あるいは自立援助ホームを各児童相談所管内に1箇所以上の設置促進を図る、などを掲げています。

11頁ですが、2つ目の○で、掲げているところです。また、下の部分は、里親登録者のための研修・サポート体制の充実などを掲げてございます。次に、12頁ですが、里親の支援策ということで、里親支援センターの位置づけを2つ目の○で掲げています。前回は、里親会に委託するなど、という記載でしたが、直接里親さんが担うということよりも、このような形で掲げていくのが実現性が高いのではないかと、ということで、このような形になっています。里親や里子の立場を理解し、養育の相談支援や子どもと里親との橋渡しをする民間の専門スタッフを配置した、（仮称）里親支援センターの設置が必要であり、そのための機運の醸成及び人材の育成を図る必要がある、という形で位置づけています。

次に13頁です。「施設の受け皿の量の整備促進策」ということで、乳児院、児童養護施設の設置促進、地域小規模施設の整備促進のため、支援策の拡充を図る必要があり、県有地の無償貸付等の検討が望まれる、ということも掲げています。中段には、ケア形態の小規模化、あるいは研修を実施するという、計画的な職員の養成、そして、家庭的な環境の中で生活できるよう、小規模グループごとのケアなどによるケア単位の小規模化や里親の整備に積極的に取り組む必要があるということが書いています。

最後に、第三者評価の必要性、県でも始めていますが、早期に全施設での導入を促進する必要がある、ということや、苦情解決制度の位置づけなどについて、掲げてございます。

14頁は、情緒障害児短期治療施設ですが、これは、情緒障害児短期治療機能の早期整備が望まれる、というようなかたちにしてございます。その際、情緒障害児短期治療機能を担う職員等が、専門性を発揮できるよう、先進的な施設に学びつつ、研修体制の確立等について併せて検討する必要がある、ということです。

15頁では、下から2つ目の○で、公的保証人制度の創設を国に働きかける必要があるということの理由を掲げています。単に損害賠償のみにとどまらない責任が継続する、ということもある、ということが書いています。

17頁以降は、千葉県における県立児童福祉施設、ということで、乳児院の現状について、(1)の2つ目の○は、現況として、静養室以外に個別対応可能な個室や親子訓練室などの必要な機能が不足している、ということを加筆しています。18頁では、取組のポイントとして、乳児院は、5年以内を目途として、民間移譲または廃止などの検討が望まれる、ただし、受け皿の整備促進を図ってもなお受け皿が不足する場合は、県立施設として残す必要があると、県立施設として残る場合は、建替えを検討し、回復室や親子寮などの必要な機能の付設を考慮するというところまで書いてございます。

次の19頁は、指定管理者制度の導入による民営化の検討や、民間移譲の方針となった場合は、建替え等の検討をする必要があるが、現有施設は機能面で不足している点があるので、この敷地内での建替えが困難であれば、民間施設の設置促進策を充実し、受け皿を整備することが必要である、ということを加えています。受け皿の整備促進を図っても、民間施設の立地が見込まれず、受け皿が不足する場合は、県立施設として残る必要があり、その場合は、いろいろな機能を検討する必要がある、ということも加えています。

20頁は、富浦学園の関係ですが、情緒障害児短期治療機能の導入等、民間との差別化を図る場合に限り、県立施設として残すものとし、その決定に当たっては外部の意見

を聴く。上記決定に至るまでの間は、8人部屋の解消等、可能な限り居住環境の整備を図る必要がある、ということ掲げています。

21頁の生実学校については、取組のポイントとして、施設の老朽化の状況を踏まえた建替え等を検討すると、建替えにあたっては、できることから実施し、自立支援寮の付設を検討する必要がある、ということで、これは、下から2つ目の○にありますように、大規模な建替え時にこだわらず、入所中に職業訓練ができる機能の附置など、必要な施設整備については、できることから実施する必要がある、あるいは下の○のように自立支援の施設を検討する、という機能を書いています。22頁は、特に当分の間、大規模な建替えが困難な場合であっても、必要な修繕、機能の充実を図る必要がある、と記述いただいています。

23頁は、中段に公的保証人制度の創設の件を掲げているのと、最後に、入国管理局からの不法滞在の案件が多くなっていることを踏まえ、入国管理局において、母子分離せずに、家族で収容できる施設を順次整備するなど、適切に対応すること、という位置づけをしております。

24頁の「おわりに」で、最後に、この審議会として、今回の提言が県の取組にどのように活かされているか、その成果について、県に報告を求め、3年後に検証・評価をした上で、必要な方策を検討するものとする、という形を位置づけています。

最後に、資料3の51頁をご覧ください。ここでは、検討経過ということで、小委員会の開催経過、今日の2月2日の検討委員会、そして次回の3月19日の社会的養護検討部会の予定などを書いています。

資料4では、委員からのメッセージということで、すべての子どもたちへ、ということを加えていただいています。

このような形で、小委員会でご検討いただいて、また、更に提案をさせていただく、ということです。

最後に、ご報告をさせていただきますが、実は、県の方で、1月31日に組織に関して記者発表をさせていただいているところですが、児童相談所の東上総支所というところが、多分にこの委員会の議論が大きな後ろ盾になったと思っておりますが、おかげさまで、今度本所に格上げになることになりました。また、児童福祉司と児童心理司も増員をいただく方向で、検討いただいています。東上総支所につきましては、現在、児童福祉司等8名でやっていますが、君津児童相談所・銚子児童相談所を加味して、事務系の職員を除いて、実質3名以上増員ができるのではないかと、思っています。これは、当局にお願いしていきたいと思っています。長くなりましたが、以上で報告を終わります。

(議長)

ありがとうございました。小委員会の方で、議論したものを、事務局の方で精力的に全体の整合性を図りつつ、とりまとめをいただきました。また、今、ご報告のあったとおりですが、今日の新聞の千葉版を見ておりましたら、児童虐待について、来年度の予算案で重点的にやるということも書かれていまして、この児童相談所の強化、あるいは、児童福祉司や児童心理司の増が掲載されていまして、この基本方向を出して以降、できることから、本報告を待たずにやっていてほしい、という提案をしていましたが、進めていただいている、ということに敬意を表したいと思います。

さて、それでは、今ご説明をいただきました答申素案ですが、何か皆様方からご意見はございますでしょうか。

最初のところから、もし、何かありましたら言っていただくという形にして、順次やってよろしいでしょうか。それとも、全体でどこからでも、という形にしましょうか。順次でよろしいでしょうか。

まず、全体としてはどうでしょうか。構成などについては。

(委員)

資料3と資料4は、本文に添付されるわけですね。参考資料は。本文で言及しているものが、どの資料に基づくか、という意味合いの脚注なりが必要ではないでしょうか。普通はつけないものですか。

(議長)

ついたりつけなかったりします。

(委員)

例えば、需要予測など、付けたほうが、何の資料に基づいて、というのが分かるほうが、読み易いという気がします。

(事務局)

参考資料の○頁参照、という注記をするということですか。

(委員)

はい。

(議長)

全部に入れてしまうと、見づらくなるので、今の需要予測の関係などの重要な点についてお願いをする、ということにいたしましょうか。それぞれ入れると見にくくなってしまいますので。わたしも、注のことは気になっておりました、論文ではありませんから、注はなくてもいいのですが、例えば、8頁の全保育所に地域子育て支援センターを設置する、となっていますが、国の地域子育て支援センターと違う地域子育て支援センターですね。それは説明をしておかないと分からないかな、と思いました。児童心理司は、千葉県は心理判定員という名称ですか。

(事務局)

それについては、新年度、用語統一を図ります。現行は心理判定員ですが、新年度から名称が変わります。

(議長)

もし、国の名称と同じであれば、この地域子育て支援センターは誤解を与えてしまうので、国と県の地域子育て支援センターは全く違う制度だと思しますので、注が必要かと思いました。

他に、全体的なことではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。また、あれば全体に戻ってお願いします。

「はじめに」は、よろしいでしょうか。

それでは、「千葉県における社会的資源のあり方について」のところですが。2頁から3頁。

(委員)

よろしいでしょうか。

字句のことですが、現状と課題の一つ目の○の2行目、未然防止という言葉が使われていますが、目次の方では「未然」を全部とってありました。防止そのものに未然に防ぐという意味があるかと思しますので、これもカットしておいた方がよろしいのではな

いでしょうか。

(議長)

よろしいでしょうか。「未然」という文字を削除、ということです。
他にはいかがでしょうか。

(委員)

2頁で、一部書き足していただけたらな、と思ったのですが、資料3の42・43頁を見ていきますと、母子生活支援施設のところがありますが、母子生活支援施設の入所理由別世帯数が、資料の43頁にあります。これを見ますと、夫等の暴力が、36世帯の内、28世帯というふうに8割にも達しようかというところなので、そういったところを2頁に加えていただけたら、と思っています。

資料2の2頁の○の3つ目がドメスティックバイオレンスの相談件数が増加しており、母子生活支援施設に入所中の家族の内、8割がDV被害世帯に達しているという、1つ目の○の児童虐待相談件数が急増しており、という記載と同じような記載にさせていただけたらな、と思っています。

(議長)

それは、よろしいですね。では、そのようにさせていただきたいと思います。
他にはいかがでしょうか。よろしければ、次の4頁以降の「めざすべき方向」のところですが、アのところ、7頁まででいかがでしょうか。

(委員)

4頁の4つ目の○で、「財源の格差が大きくみられる」というのは、「大きな格差がみられる」でいかがでしょうか。

(議長)

「財源の大きな格差がみられる」ですね。分かりました。

(委員)

4頁の6つ目の○で追加していますが、現状では、社会的養護サービスの量と質の両面で、という項目で、赤字で加えて「適切に対応できる受け皿は、子どもの育ちを保障するため」、で言っているわけで、まして、待ったなしの状況であると強く表現しておいて、「整備が望まれる」とトーンダウンの形となるという気がします。屋上屋という感があるような気がします。

(議長)

この部分を、削除というご意見ですが、いかがですか。大きく意味は変わらないですよ。

(委員)

育ちを保障する、ということは、適切に対応するという事だろうと思います。

(議長)

削除、ということではよろしいですか。

(委員)

重ねていう必要もあるかもしれない、ということを考えると、整備が望まれるのではなく、待ったなしなので、整備をすぐにしなければならぬ、という文言で入れておいた方がいいのかもしれない、と思いました。

(議長)

「受け皿の整備を緊急に進める必要がある」、とかですね。そのようにしましょう。

(委員)

あるいは、別の文章で、待った無しの状況である、の前に受け皿の整備を入れてはいいかがですか。同じような文章ですよ。

(議長)

事務局と相談して修文をさせていただきたいと思います。他にはいかがでしょうか。内容面については、よろしいでしょうか。

(委員)

7頁の「一時保護の見直し」ですが、一時保護の見直しなのか、一時保護業務の見直しなのか、似たようなものかもしれませんが、一時保護の見直しだと児童相談所の行っている一時保護の働きそのものを見直すという意味合いにとれるかな、と思います。そのままにしておきますと、2行目の最後から3行目の初めにかけて、「児童相談所の一時保護所の業務の一部に」とあります。もし、児童相談所の一時保護所の業務、というのであれば、一時保護業務の一部に民間の人材を活用するというのではないのかな、と思います。

(議長)

一時保護所でいいのではないのですか。

(委員)

児童相談所の業務をよく知っている方には、よく理解できるかもしれませんが、児童相談所と一時保護所という同格の機関があるかととられてしまう。

(議長)

ここで言っているのは、児童相談所の一時保護所部門での業務であって、児童相談所の一時保護業務は児童福祉司が行いますよね。一時保護の決定は所長が行うわけなので、それを民間へ委託するというのではなく、児童相談所の一時保護所で行われている業務の見直しなので、ここはこのままにしておかないとならないと思いますが。

(委員)

はい、納得しました。

(議長)

他にはよろしいでしょうか。8頁以降ですが。

9頁あたりがかなりポイントのところになりますが。

私から、一つですが、10頁の上から2つ目の○に自立援助ホームのことが書いてあるのですが、実は、もう一つ下のウのポイントの一番下にも書いてありますし、15頁にも書いてあって重複するのですが、重複して2箇所にもわたって書かれています。これは受け皿の整備ということで、自立援助ホームについても整備しなくてはならない、

ということで、ダブルでもよろしいでしょうか。もし、特段ご意見がなければ、施設の整備と里親の整備などを述べているので、体制整備のところでも述べているけれども、重ねて触れておく、ということで、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

(委員)

9頁目の続きですが、社会的養護の受け皿の整備で、10頁に入りますが、一つ目の○のところ、3年後に里親委託数の増加の状況について効果測定を行い、実現可能性についての評価を行う、とありますが、どういうお話があって、この実現可能性についての評価を行うのか、行った結果どのようなことを考えているのかが、どんな文脈かが分かりにくかったので、教えてください。

(議長)

かなり、乳児の枠を増やしていく、ということですが、それを里親で増やしていく、という形ですが、本当に可能なのだろうか、ということで、もちろんそこに集中して増やしていくわけですが、乳児の受け皿の不足は待たなしの状況になっているので、3年たった時点で、本当にやれるかどうかをもう一度確認した上で、乳児は里親委託、ということをしていくけれども、それ以上に施設整備なども考えていかななくてはならないのではないか、という文脈です。よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他にはいかがでしょうか。

13頁のところですが、上から4つ目の○ですが、ここでユニットケアを削除したのですが、これはよろしいですか。小規模グループケアというのがあって、どうしたらいいのかな、ということですが。ユニットケアの導入を原則とすべきである、という書き方が、分かりにくいかなと思ったのですが。小規模グループケアと書いてあるので、いいかな、と思ったのですが、どうですか。ご意見をいただければと思うのですが。

上の○もケア形態の小規模化のところでも、ユニットケアという言葉は入っていない。本文では、もう入っておりません。よろしいでしょうか。他とのバランスもある、ということで。はい、それでは他にはいかがでしょうか。

委員が4時半までですね。もし良かったら、全部おっしゃっていただいてもいいと思います。

(委員)

9頁のところですが、(3)社会的養護体制の整備拡充のAの真ん中のところで、4行削除されていますね。このところで、3行目ですが、里親・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設の整備計画ということがありますが、どこかに母子生活支援施設の整備計画のところを、この後でも、受け皿の整備のところでもいいですので、入れていただけたらな、と思います。

資料3の26頁にも、本当にDV相談が増加しているというのは分かる通りですが、それに加えて今の議論の中で、乳児についても、母子生活施設の利用者は乳児が多くなってきました。私の施設でも、18年度利用中に出産したケースが3世帯いて、乳児が多くなってきた、ということがいえますし、在宅では、暴力などに脅かされていて住めない、しかし、里親・施設、あるいはもう少し選択肢が整備されていくことが、利用する側にとってみれば、自分のつらい立場をきちんと表明できるということに繋がると思

いますので、ぜひ入れていただけたら、と思います。

(議長)

詳細に数値目標を定めるなどの検討はしていなかったもので、例えば10頁の自立援助ホームの各児童相談所管内に1箇所というのは、いわば目見当でやっているの、この後に、DV相談の増加や入所の増加が見られるので、母子生活支援施設の整備計画などについても将来的に検討すべきである、というような文言を入れる、ということでもよろしいでしょうか。そこは、問題はございませんでしょうか。事務局の方でも、特に問題はないでしょうか。

(事務局)

特に、問題はありません。

(議長)

それでは、そのような形で挿入をさせていただきたいと思います。他にはいかがでしょうか。よろしければ、少し先に行きまして、16頁までよろしいでしょうか。

(委員)

12頁ですが、下から2つ目の○ですが、施設と里親との連携ということですが、3年ほど前までは、県の事業としてやっていたが、ふれあい家族という事業をやっていました。里親のもとに夏や冬に施設の子どもを預かる、という事業です。ところが、予算措置ができないということで、県の事業からははずれていて、現在里親会が中心にやっていますが、その事業を県の事業としてお願いしたいと思います。同じようなことを言っていると思うので、現在やっているふれあい家族を、行政として取り組んでいただけないかな、という思いがあります。

まったくなくて、これからやるべきだ、ということではなく、里親会を中心にやっていることを制度化なり、やってもらいたい、ということになるかと思います。

(議長)

家庭の生活体験の機会を提供するなど、ではなく、「活動が行われているが、さらに充実するなど」というふうにすればよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

今、県の事業からははずれたということは、予算措置はないのですか。ボランティアでやっているのですか。

(委員)

施設には、家庭生活体験事業という予算があって、その中で一部里親に手当が出ているということはあるんですが、保険や何か起きた場合、例えば里親宅で子どもがお金を盗んだりということがあって、その際にトラブルを解決するということは、当事者間でしかないの、行政が関わっていただければ、いろいろと問題解決に繋がると思うのですが。

(委員)

児童相談所が関与してマッチングをするというのではなく、個別にやっているのですか。

(委員)

そうです。ただ、現在生実学校が関わりたいといっているのですが、こちらの方は、全員で関わるのが難しくなってきましたので、そういう意味でもきちんと行政の制度として取り組んでいただきたい。こういうのは、施設と里親のコミュニケーションから生まれるさまざまな、里親の方が施設を理解したり、協力をお互いにしたりというがあるので、ここのあたりを突破口にと思いますので、ふれあい家族を制度化したりして、密にコミュニケーションを図っていったらいいのかな、と思います。

(議長)

では、「提供する活動をさらに充実するなど」という形で入れていって、もう一度制度化に持っていくことも含めて検討する、ということによろしいでしょうか。

(委員)

また、養子縁組については、家庭復帰が困難な子どもの場合には養子縁組を促進することになっていますが、養子縁組については、現在里親制度から離れてしまっているわけですが、里親会でみていると、養子縁組した子どもたちが、思春期になっていろいろな問題をおこしたりした場合に、相談の相手がいないとか、孤立しているという話があって、養子縁組で切り離されていってしまう、あるいは児童相談所の中でも管理下に置いていないわけですが、何らかの形で、養子縁組も里親の一部であるのか、少なくとも子どもたちにとって恒久的な場を与えられて、最高の福祉であるはずなので、全国規模でこういう状態ですが、できれば養子縁組も何らかの手を差し伸べられてほしい、という思いがあります。

(議長)

大事な視点だとは思いますが、千葉県だけの問題ではないですよ。国全体の問題ということもあるので、養子縁組の促進を図ることが望まれる、ということによろしいですか。

(委員)

さきほどの話ですが、施設と里親との連携は、里親に限定されているのですか、千葉県の場合は。

(委員)

里親会側から見れば、そう見えるのですが、施設の側からみれば、里親会とだけやっているところと、ボランティア登録して施設が中心でやっているところとでさまざまです。一番安心なのは、里親登録している人たちへの子どもの委託というのが、いいのではないかと私たちは思っています。

呼び方もそうですし、仕組みも非常に地域によって様々です。どこの県でも取り組んでいます、施設と里親との関係は。それがきちんと制度化されていたり、されていなかったり、呼び方も含めて様々なので、できれば本当は、全国的に呼び方くらいは統一していただきたいと思うのですが。

東京都は、フレンドホームといってみたりして、コミュニケーションも難しいのですが、施設と里親の円滑なおつきあいができて、様々な助け合いができれば大変すばら

しいことなので、お願いできればと思うのですが。

(委員)

それに関連するのですが、小委員会でも出ていなかったかな、と思うのですが、今、施設の中でも、里親さんを施設独自で抱えているところがありますよね。そういう問題と、児童相談所の里親さんとの関連の問題というのも、きちんと整合性を図る必要があるのではないかと、思うのですが。

(議長)

その里親を施設独自で抱えているというのは、一時施設の子どもたちに家庭生活を体験してもらう、という意味での里親さんですね。

(委員)

もちろん、そうですね、公的なものはできないわけですから。しかしそれも、かなり組織的に、里親会と一緒に、レスパイトも含めたホームステイなども含めた形で、里親さんとしてお願いすることをやっていることも聞いています。

(議長)

そうしましたら、家庭生活体験事業ということで出してしまいませんか。里親というと制度的里親になってしまうので、千葉の場合は、家庭生活体験事業の中で、ボランティアでお願いするところと里親会にお願いするところの両方あるわけですね。

そして、ここで言っているのは、里親と施設の連携のパターンとして書いていて、家庭生活体験事業のことを言っているわけではないので。

家庭生活体験事業とか、3日里親とか、フレンドホームなどを活性化させていくことが、将来里親につながることもあるということですから、ここに○を一つ入れて、家庭生活体験事業のことを入れていく、その人たちの活性化を図ることによって、里親開拓と結び付けていく必要がある、ということを入れてはどうでしょうか。

(事務局)

今、委員長のご発言の趣旨のところ、16頁のプログラムの開発のところにありますので、もう少し踏み込んで書くなど、整合をとってご意見をいただければと思います。

(議長)

16頁の2つ目と3つ目の○ですね。この辺があれば、よろしいですか。はい、分かりました。それでは、それについては、16頁に記載があるということで、ここでは「家庭の生活体験の機会を提供する活動をさらに充実するなど」という表現振りに変えておきたいと思います。他にはいかがでしょうか。

(委員)

15頁のオの5つ目の○ですが、「施設を退所した子ども、里親の下を離れた子どもが安心して社会に出ることができるように」ですが、これは、「退所する子ども、離れる子ども」となると思います。また、その後ですが、「入所中などの各種資格」の「など」は里親委託を言っているのでしょうか、「など」が「各種資格や自動車免許取得」の意味を含んでいますか。文章的に少しおかしいと思いますが。

(議長)

例えば、「入所・委託中の各種資格取得」というかたちに併記すればよろしいでしょう

か。文言を事務局の方でも工夫をしていただければと思います。

(委員)

自立援助ホームについて、こういった形で支援をするのはいいのですが、一旦施設を出てから子どもが高校に行きたいという時に、措置が解除されてもう行けない、自前で一生懸命頑張っている、というのがあって、いったん出てはしまうけれども、また、勉強し直したいという子どもたちが、再チャレンジできるようなことはうまく入らないのかな、と思うのですが。措置が解除しました、ということだけで済んでしまうのではなくて、いったん社会へ出てみて勉強の必要性がわかった時に、夜間学校などで大変苦労しています。もう一度里親の下へ来るなどということができるといいので、措置の再チャレンジができるといいな、と思います。

下から4つ目の○も同じで、里親と実親の間で、子どもがある時行ったり来たりすることが、今の措置の状況からすると、引っ張り合いをしたりして、なかなかうまくいかない。もっと緩やかな措置といいますか、法律的なことではなく、民間の里親としての立場から言いますと、もう少し措置をここで切る、ということではなく、例えば半年間を実親との家族再統合のための期間で、どちらにいてもいいということができるといいな、と思います。

自立援助ホームの子どもがもう一度措置というのはなかなかできないと聞いています。

(委員)

確かにそういうことがありまして、今まではそれができなかったのですが、20歳まで可能ということであれば、児童相談所を通してもう一度措置してもらうことも可能ではないか、と思っていたのですが。児童相談所の方に聞いてみないと分かりませんが、どうでしょうか。

行ったり来たり、いろいろな方からの支援を必要とする子どもはたくさんいますので、私たちも、一度自立援助ホームをお願いして、まだ、時間的に間がある場合には、戻してもらうことも可能だと思っています。場所の問題など困難なこともあります。制度的には可能と受けとめています。

(議長)

18歳過ぎると、新たに措置はできないのではないのでしょうか。

今回の児童虐待防止法の改正で、そこが議論の論点になっていますが、18歳を過ぎてしまうと、新たな措置は法律上できないと、これからできるようになれば、今回の児童福祉法の改正の論点にはなっていますので、改正されれば大丈夫だと思いますが、それ以外は、3つ目の○の施設を退所したあとでも気軽に立ち寄れる場所づくりというレスパイトや緊急避難などについての充実ですね。里親さんだと、一生ものの付き合いになるので、そうした将来にわたっての緩やかな付き合いを担保するものがあるといいかな、というものですよね。書きぶりがどうでしょうか。もし、いい修正案がありましたら、事務局も検討すると思いますが、いい修正案があったら出していただけるとありがたいと思います。

(事務局)

今、委員から、18歳過ぎて措置できるかということですが、現状では18歳未満です。18歳までなら大丈夫です。過ぎたら措置はできないと思います。

(議長)

それまでは、何度でも入ったり出たりできます。よろしいでしょうか。

それでは、県立施設関係です。

(委員)

16頁の下から5行目ですが、保護者への指導という「指導」という言葉がこのままでよろしいですか。再学習の援助とか。指導という言葉が今、だんだん敬遠されている中で、どうかな、という思いがありますが。

(議長)

この報告書全体を見直さなければならないということに、おそらくなると思います。法律用語ですから、今、全体を見直すのもどうかな、という感じもしますけれども。おそらくここだけで使っているわけではないと思いますが。それをやると、例えば「措置」などの行政用語全体について、もう少し柔らかな表現で、ということになってくると思います。

(委員)

そうですね。行政用語という形であれば。

(議長)

そういう理解、整理にさせていただきたいと思います。

17頁以上では、いかがでしょうか。県立施設の全体を通して、ということですが。

(委員)

素朴な疑問ですが、18頁の県立乳児院をどうするか、という問題があるかと思いますが、これまでの児童福祉法の改正では、いわゆる措置権が二つにまたがってしまうために、乳児院でも学童前まで措置しておくことができる、ということで、児童養護施設と乳児院が非常にダブった機能の仕方に、児童福祉法の改正以来なっていくんだろうと思いますが、乳児院だと2歳や6歳で、どうしても児童養護施設に措置をし直すということが愛着の関係上良くないと思うのですが、これから、乳児院という言葉を使って、赤ちゃんの時だけを専門にする施設が必要なのか、それとも乳児院ということではなく、乳児院は児童養護施設の中に設けていって、ずっといる子どもはずっといられる、もちろん里親でもいいですが、長期に措置できる仕組みができないかな、と思います。乳児院をどうする、という時に、民間へ移譲するというのではなくて、児童養護施設の中につくって、長期に安定するという文脈になっていかないのかな、と思います。

(議長)

今は、法律上は乳児院ですので、そのあたりについては、17頁で書きぶりを変えないといけません、(2)乳児院の上から3つ目の○ですが、「児童福祉法の改正により、年齢要件が緩和され、児童養護施設との連続したケアが可能になったが」とあり、これは乳児院のところに書かれていますので、児童養護施設と乳児院も連続していく、ということは、ここでは言うてはいます。表現振りを変えないとは思いましたが。

(委員)

そうしますと、乳児院の存在というのは、今の乳児院だと2歳で措置変更して、3歳から6歳は無理だという状況だと思いますので、そうすると、児童養護施設と同じところであって、同じような職員がいればそんなに別れたような気はしないので、そのような仕組みにならないものかと思います。

(委員)

まだ、そこまでの議論は国でも進んではいないのではないのでしょうか。乳児院と言う制度と、児童養護施設という制度があって、特別な事情があれば就学前まで、ということで、一般的にどの子どもも、ということではないと思います。

それこそ、国のこれからの議論で検討課題にはなると思いますが。

(議長)

今日の厚生労働省の説明でも、施設再編についても考えてほしい、という話もありましたので、国で決着がつかない限り、難しいかな、と思います。

(委員)

乳児院の中でも、いわゆる近未来像としていろいろな構想があって、児童養護施設の中でも近未来像としていろいろな検討があるけれども、その整合がまだ図られていないという現状だと思います。われわれも同じような同じような思いを持っていますが、国として、まだ何の調整もとれていないので、いずれはまた変わっていくかもしれない、変わらなければいけないのではないかと、思っています。

(委員)

17頁の乳児院の○の4つ目には、こういうことで依然として2歳での措置変更が行われているといとどめずに、努力方向という形で書いていただくことは可能でしょうか。

乳児院の方もそういう取組を考えていくのであれば、それを入れずに、従来の乳児院ありきという考えではないように書き足していただければと思います。

(議長)

もし、そうであれば、県立だけの話ではないので、13・14頁あたりの社会的養護体制の整備のところ、児童養護施設に、乳児ホームを併設するという記載があります。

(委員)

13頁のケア形態の小規模化の4つ目の○にあります。

(議長)

今、委員のおっしゃったことがここに書いてありますので、よろしいでしょうか。

他にはいかがでしょうか。全体は、13頁に書いてあるので、県立をどうするかにも当然関わってくる話です。

(委員)

字句の細かな点ですが、17頁の富浦学園の2行目の「100名もの」という言葉は、規模が大きすぎるということをお願いのだろうと思いますが、「100名もの子どもの生活環境の改善を図る必要がある」は、100名を改善するのか、生活環境の改善を意味するのか、100名ものという言葉がどこにかかってくるのが分かりにくい。

また、生実学校の「児童舎」とありますが、「児童棟」あるいは「児童居住棟」ではないのでしょうか。この「舎」という文字でいいのでしょうか。

(議長)

千葉県では、「児童舎」と言い慣らしていて、固有名詞に近いのではないのでしょうか。

(委員)

実態とかけ離れた言葉になってしまいますと、困りますので、それぞれに用語として定着しているのであれば、それはそれで結構です。

(議長)

細かい修文については、またご意見をいただいて、そして、修正をしていきたいと思えます。

(委員)

19頁の上から6行目で「民間施設の立地促進」の「立地」というのは行政の中で、こういう言葉の使い方をされるのでしょうか。それならばよろしいのですが。「立地」というのは、民間施設を設置する、あるいは創立するという意味合いを持たせているのでしょうか。通常「立地条件がいい」とか「立地条件が悪い」という時に使う言葉だと思います。

(議長)

分かりました。このあたりはまた、工夫したいと思えます。文言上のことについては、何かありましたら早急にご意見をお寄せいただきたいと思えます。中身については、これで全体を見たわけですが、よろしいでしょうか。

はい、それでは、今いくつか修正点をいただきました。それを基に事務局に方でご修正をいただいて、そして、答申案についての今後の対応ということになりますが、できましたら、修文上の問題については、委員長と事務局の方にご一任を賜りまして、もちろん修文したものを皆様方のところにお送りいたしますが、中身については、ご一任を賜ることで、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。そのような形にさせていただきたいと思えます。

もう一つ、実はありまして、委員から県民の方々へのメッセージ、1枚紙ですが、これについては、委員会としての私たちからのメッセージということで、答申には含まれないものですが、これについて、「子どもたちへ」ということで、この間からいじめの問題など様々ありましたので、一文を加えさせていただいて、このような形で、答申に添付して、県民の方々に我々の思いとして伝える、ということ。これでよろしいでしょうか。はい、それでは、ご承認をいただいたということで、ありがとうございます。

(委員)

全体を読み通して、やはり需要予測のところが大変興味深いのです。ただ、さきほどもご意見がありましたが、本文だけでは少し分かりにくいので、資料の中からうまく本文の方に入れていただいて、説得力のある、そういうことで今後の施策を進めていく上での需要予測を少し臨場感のあるようなまとめ方にさせていただきたいと思えます。

(議長)

私も、そう思いましたが、例えば、資料集の39頁のところ、整備目標が5年ごとで、5年間で147名分を整備目標にするということになって、後の5年間で90になっていますが、なぜ147なのかということについては、全く説明がないので、いくつかの組み合わせでやるということですが、これについては、ある程度の算定の根拠があると分かり易いかな、と思えます。つまり、里親委託率を20%を確保すると、この人数が確保できる。以前の小委員会の案であがっていたものは、地域小規模児童養護施設を各児童養護施設に1箇所ずつ整備をしていくと、そうすると5年で何人分、という形のものがあると分かり易いかな、と思うので、ご検討をいただくことは可能でしょうか。

(事務局)

記述するような方向で、考えます。

(議長)

ぜひ、お願いします。需要予測の公表というのは、おそらく他県ではなくて、千葉県が初めてだろうと思いますので、かなり注目をされる場所ではないかと思ひますし、もちろん暫定的なもので当面のもの、ということではあるわけですが、こうした数値がなぜでてきたのか、ということについては、少し根拠を明確化しておきたいな、と思ひました。

(委員)

社会的養護のあり方という論点の中に入るかどうか、とは思ひますが、国への提言に入れてもいいのかな、と思ひるのは、今、不就学児が増えております。特に、外国籍の母親を持つ子どもは学校に行っていない。特に、千葉だと栄町辺りの盛り場に住んでいる人たち、県全体にいるようですが、そこにいる子どもたちが学校に行っていないまま成長している状況が大勢あるのですが、これを県としてこのままにしておいていいのか。

国として、法務省や入国管理局などで考えていないではないと聞いていますが、何らかの対応ができないだろうかと思ひているので、その辺をここに入れるかどうかは別として、児童の福祉を考える場合には、はずしてはいけない問題なのかな、と思ひますので、例えば、国への要望の中で、入国管理局で、母子分離をしないで、母子が短い期間でも収容できるように、というのがあるので、これにからんでそれを入れておいてもいいのではないかと思ひます。

(議長)

分かりました。見落としがちなところで、とても大切なご指摘だと思ひるので、23頁で、一番下のところに何らかの形で加筆できるような、もちろん今回ここでは検討できなかった残された課題ですが、全ての子どもたちを視野にしていく、そういう子どもも制度から排除しない、ということから考えるととても大切なご指摘だと思ひますので、入れておきたいと思ひます。

(委員)

関連して、国籍の無い子どもについても入れておいていただきたいと思ひます。

(議長)

最後のところに、それを入れるということにしたいと思ひます。

他にはよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、議題の2、その他について、パブリックコメントへの対応も含めて事務局の方からご説明をお願いしたいと思ひます。

(事務局)

その他といたしまして、パブリックコメントへの考え方について、資料5の方をご覧いただきたいと思ひます。第13回の委員会の際に、数多くのご意見をいただいたことへの謝辞と、一つひとつについての回答は、特にはしない、という方向を確認していただいたと思ひますので、そのような方向で、このペーパーのとおりホームページに載せてはいかがかな、ということでご用意させていただいております。

まずは、最初に謝辞を述べて、あとは募集期間や件数です。3のところ提出された意見と委員会の考え、ということで、左に意見の概要、右に、委員会が今検討を進めて

いる趣旨、児童虐待の防止及び社会的養護体制の整備のために必要な取組を提言するという観点から、いただいたご意見も踏まえて、その後検討をして、答申案をまとめたところ、答申については、何月何日に県へ答申されました、ということで、答申に合わせて公表することでいかがかな、と考えています。こちらでよろしいかどうか、ご検討いただければと思います。

(議長)

これについては、いかがでしょうか。よろしければ、この案のとおり、掲載をさせていただくということで、ご了承を賜りたいと思います。ありがとうございました。

さて、それでは、今後のスケジュールということについてですが、事務局の方からご説明をお願いします。

(事務局)

資料6をご覧いただきたいと思います。答申につきましては、本日いただいたご意見を踏まえまして、修正をして、また、データの更新が可能な部分については、資料の修正と、それに関連して本文も若干修正があるかと思いますが、データの更新をさせていただいたうえで、委員長と本文についてやりとりをさせていただきながら、答申の案を固めまして、委員の皆様方に、3月頭を目途にお送りをさせていただきたいと考えております。

委員会として固まったものを、社会的養護検討部会に諮りまして、承認が得られたものを年度内に県へ答申していただく、という流れになるかと思っております。

部会の方は、3月19日の10時から、千葉県文書館の多目的ホールで開催を予定しておりますので、ご出席を賜りたいと思います。

(議長)

3月19日に、もう一度修正の機会がありますが、われわれが出したものですから、できれば無修正でいきたいと思っています。ぜひ3月19日にご出席をしていただいて、私からご報告をさせていただくことになると思いますが、ぜひ援軍をお願いします。

(事務局)

さきほど、申し遅れましたが、この答申案については、概要版のようなものをつくりたいと考えておまして、これについては、委員長と相談させていただいて、皆様方にもお送りして確認をさせていただきたいと考えていますので、ご意見をいただきたいと思っています。

(議長)

概要版を作成して、分かり易いものをつくりたいと思いますので、その際にはご協力をいただきたいと思います。その他、委員の皆様方から、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、以上で今日の議事を終了させていただきます。どうも、14回にわたる、2年近くこの社会的資源あり方検討委員会にご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。後は、部会で承認をいただくことを待つばかり、ということです。本当にどうもありがとうございました。

(事務局)

本当に、委員の皆様には、何度も何度も、本当にありがとうございました。この答申案につきましては、また改めて部会の方で検討いただきますけれども、私ども、この

貴重なご意見については、直ちにできるものは直ちに組みたいと思っていますので、また、いろいろな機会でご意見を賜りたいと思っています。本当にありがとうございました。

では、委員の皆様ありがとうございました。これをもちまして、第14回の委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。